沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に基づく給付金 の支給に関する内閣府令

(平成7年6月16日総理府令第31号)

最終改正:平成19年8月20日防衛省令第9号

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律施行令(平成7年政令第252号)第2条第2項及び第4項の規定に基づき、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に基づく給付金の支給に関する総理府令を次のように定める。

(給付金支給申請書の提出時期)

- 第1条 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律施行令(以下「令」という。)第3条第2項の規定による給付金支給申請書は、所有者等(沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成7年法律第102号。以下この条において「法」という。)第5条に規定する所有者等をいう。以下この条において同じ。)が返還を受けた土地を使用し、収益し、又は処分した場合にあっては当該土地を使用し、収益し、又は処分した日以後30日以内に、所有者等が返還を受けた土地を使用し、収益し、又は処分しなかった場合にあっては次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める時期に提出するものとする。
 - (1) 第一回目の申請の場合 返還日(法第八条第一項に規定する返還日をいう。以下この条において同じ。)の翌日から起算して1年を経過した日以後30日以内
 - (2) 第二回目の申請の場合 返還日の翌日から起算して2年を経過した日以後30日以内
 - (3) 第三回目の申請の場合 返還日の翌日から起算して3年を経過した日以後30日以内

(給付金支給申請書)

- 第2条 令第3条第2項の規定により給付金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、住民票の写しその他必要な書類を添付した給付金支給申請書を提出しなければならない。
 - (1) 返還を受けた土地に係る施設及び区域の名称
 - (2) 返還を受けた土地に関する事項
 - (3) その他必要な事項
- 2 前項の給付金支給申請書の様式は、別記様式のとおりとする。

(権限の委任)

第3条 令第3条第3項に規定する防衛大臣の権限のうち、次の各号に定めるものについては、沖縄防衛局長に委任する。ただし、特に異例なものについては、その都度、防衛大臣の承認を経るものとする。

- (1) 給付金支給申請書の提出を受けること。
- (2) 支給すべき給付金の有無を調査し、決定すること及び給付金を支給すべき場合は、その額を決定すること。
- (3) 申請者に対して通知すること。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この府令は、平成7年6月20日から施行する。

附 則 (平成12年8月14日総理府令第92号) 抄

(施行期日)

第1条 この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施 行の日(平成13年1月6日)から施行する。

附 則 (平成14年10月2日内閣府令第61号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年6月27日内閣府令第70号)

この府令は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月27日内閣府令第2号) 抄

(施行期日)

第1条 この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年1月4日内閣府令第2号)

この府令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律(平成18年法律第118号) の施行の日(平成19年1月9日)から施行する。

附 則 (平成19年8月20日防衛省令第9号)

この省令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律(平成19年法律第80号)の施行の日(平成19年9月1日)から施行する。

別記様式 (第2条関係) 略